

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社アイシン・コラボ（以下会社という。）と労働者の過半数を代表する者（以下代表者という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、会社と雇用契約のある別表 1 の業務に従事する労働者に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 対象従業員について、労働者派遣個別契約書の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、テレワーク手当とする。

（基本給及び賞与手当の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、以下の第一号及び第二号に従って算出された別表 1 に示す金額とする。また、別表 1 に記載あるランクの基準については、別表 2 のとおりとする。

- （一）「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、「令和 7 年 8 月 25 日職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 2 に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）の中分類を用いる。
- （二）地域調整については、派遣先が愛知県、北海道、福井県の各市町村内が想定されることから、通達別添 3 「職業安定業務統計による地域指数」に定める愛知県、北海道、福井県の都道府県別地域指数のうち、最も高い指数となる愛知県の指数を使用するものとする。
 - 2 対象従業員の基本給及び賞与手当は、前項によって算出された「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」である別表 1 の「ランク（令和 8 年度）」欄金額と同額以上の金額とする。なお、対象従業員に適用されるランク A からランク D までは、別表 2 に定める職種定義に従い、会社が決定する。
- （三）通勤手当については、基本給、賞与とは分離し、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、無期契約派遣社員就業規則と契約派遣社員就業規則（以下就業規則という。）に準じて支給する。

(四) 一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を通達で定められた「5%」を前払い退職金として時給に含めて支給する。

- 2 甲は、第5条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の0.5%を基本として昇給することとする。
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

(その他手当の決定方法)

第4条 対象従業員の時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、テレワーク手当、は、就業規則に準じて、支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第5条 基本給の決定は、定期的に勤務評価を実施し、その評価結果に基づき決定する。

(賃金以外の待遇)

第6条 福利厚生その他の賃金以外の待遇については、就業規則の規定を準用する。

(教育訓練)

第7条 労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップに資する教育訓練」に従って、着実に実施する。

(その他)

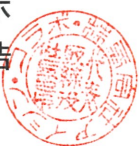
第8条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とする。

2026年 2月 25日

会 社 株式会社アイシン・コラボ
取締役社長 杉浦勝浩



代表者 株式会社アイシン・コラボ
労働者代表 渡邊礼大

